

J R 山田線利用促進事業実施要綱

	平成 29 年 11 月 2 日告示第 131 号
改正	令和 3 年 4 月 1 日告示第 82 号
改正	令和 4 年 3 月 23 日告示第 56 号
改正	令和 4 年 10 月 26 日告示第 187 号
改正	令和 5 年 3 月 29 日告示第 58 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日告示第 82 号

(目的)

第 1 条 この告示は、J R 山田線の回数乗車券（以下「回数乗車券」という。）、通学定期券又は通勤定期券を購入する者に対し、予算の範囲内でギフトカード（全国各都市の商業者で組織した協同組合組織の連合体である協同組合連合会日本専門店会連盟が発行する日専連ギフトカードをいう。以下同じ。）又は支援金を支給することにより、市民の日常的な J R 山田線の利用の促進及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 ギフトカード及び支援金の支給の対象となる者は、回数乗車券、J R 山田線若しくは J R 山田線に乗り継ぐための岩泉茂市線の通学定期券（以下「通学定期券」という。）又は J R 山田線若しくは J R 山田線に乗り継ぐための岩泉茂市線の通勤定期券（以下「通勤定期券」という。）を購入した者であって、第 4 条の規定によるギフトカード又は支援金の支給の申請を行う日において宮古市に住所を有するものとする。

(支給額)

第 3 条 支給するギフトカード及び支援金の種類及び額は、別表のとおりとする。

(申請)

第 4 条 回数乗車券の購入に係るギフトカード又は支援金の支給を受けようとする者は、J R 山田線利用促進事業支給申請書兼請求書（回数乗車券）（様式第 1 号。以下「回数乗車券申請書等」という。）に、次に掲げる書類を添えて、回数乗車券を購入した日の翌日から起算して 30 日以内に、市長に提出するものとする。

- (1) 回数乗車券の表紙又は回数乗車券の写し
- (2) 回数乗車券の購入に係る領収書の写し
- (3) 国又は地方公共団体の機関の発行した免許証、健康保険等の被保険者証その他の身分証明書の写し

2 通学定期券の購入に係るギフトカードの支給を受けようとする者は、J R 山田線利用促進事業支給申請書兼請求書（通学定期券）（様式第 2 号。以下「通学定期券申請書等」という。）に、次に掲げる書類を添えて、通学定期券の期間満了日の 30 日前から期間満了日までの間に、市長に提出するものとする。

- (1) 通学定期券の写し
- (2) 学生証の写し又は在学証明書の写し

3 通勤定期券の購入に係るギフトカードの支給を受けようとする者は、J R 山田線利用促進事業支給申請書兼請求書（通勤定期券）（様式第 3 号。以下「通勤定期券申請書等」という。）に、次に掲げる書類を添えて、通勤定期券の期間満了日の 30 日前から期間

満了日までの間に、市長に提出するものとする。

(1) 通勤定期券の写し

(2) 国又は地方公共団体の機関の発行した免許証、健康保険等の被保険者証その他の身分証明書の写し

(支給の決定)

第5条 市長は、回数乗車券申請書等、通学定期券申請書等又は通勤定期券申請書等を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、JR山田線利用促進事業支給決定通知書(様式第4号)により通知し、ギフトカード又は支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消及び返還)

第6条 市長は、前条の規定による支給決定後において、第4条の申請に虚偽その他不正があると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支給したギフトカード又は支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、既に使用したギフトカードがあるときは、当該ギフトカードの額に相当する金額を返還させるものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月2日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。